

平成29年度
事業計画

社会福祉法人 読谷村社会福祉協議会

平成 29 年度 事業計画

基本方針

少子・高齢社会の進展や人口減少社会のなかで、単身世帯の増加、社会的孤立や貧困、あらゆる格差の問題が顕在化してきており、また、個人や家族の福祉ニーズが複雑・多様化している状況のなかで、あたらしい支援のあり方が求められております。そこでは、従来の縦割りの制度だけでは対応できない、さまざまなニーズに「丸ごと」対応していくことが求められております。

国は、私たちの生活の場としての「地域」の中で、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティ「相互に支え合う地域」づくり、地域共生社会の実現が位置づけられ、本会としても身近な地域の中で互いに支え合う仕組みづくりとして、地域支え合い活動を推進しております。その中で、地域住民や関係機関だけでなく社会福祉法人、医療機関、NPO法人、企業といった多様な機関との協働により地域づくりを推進してまいります。

本年度は、第2次読谷村地域福祉計画を受け、社協としての地域福祉推進の使命と役割を示す指針となる「地域福祉活動計画」を策定していきます。また3年に一度開催される社会福祉大会の年となり、村内の福祉関係者が一堂に会し福祉の村づくりの実現を目指すことを目的に第11回読谷村社会福祉大会を開催いたします。

今後もさらに、住民だれもが住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らせるために、各自治会、民生委員児童委員協議会、地域福祉活動団体、ボランティア団体、社会福祉施設、事業所等との連携を図り、協働による地域福祉推進の実現に向けて積極的に取り組んでまいります。

重点目標

- (1) 地域における生活困窮者支援等の基盤づくり事業（地域福祉ネットワーク事業の推進）
- (2) 地域支え合い推進事業の推進
- (3) 読谷村地域福祉活動計画の策定
- (4) 第11回 読谷村社会福祉大会の開催（平成30年1月予定）
- (5) 生き生き健康センター・共同販売センター指定管理における経営強化

【1】法人運営

社会福祉法の改正に伴い、経営組織のガバナンスと財務規律の強化、事業運営の透明性の向上等を図ってまいります。

1. 会務の運営

会務の円滑なる運営並びに効率よく事業執行経営ができるよう、次のとおり会議を開催し機能強化に努めます。

- (1) 理事会・評議員会の開催
- (2) 監査の実施
- (3) 評議員選任・解任委員会の開催
- (4) 読谷村地域福祉活動計画策定委員会の開催
- (5) 各部署連絡会の開催（総務・地域福祉・介護保険）
- (6) 役職員・評議員研修会の開催
- (7) 総合福祉センターの運営会議の開催
- (8) 生き生き健康センターの運営会議の開催
- (9) 共同販売センターの運営会議の開催

2. 財源の確保

住民の生活課題やニーズの解決、地域づくり等に活かす地域福祉活動事業の充実強化を目標に自主財源の確保に努めてまいります。

(1) 社協会員（費）の推進強化

■戸別会費 ■賛助会費 ■施設団体会費

(2) 赤い羽根共同募金運動の実施（推進）

■期間：平成29年10月1日～12月31日

■各種募金内訳（戸別募金、職域募金、学童募金、個人募金、法人募金、その他）

(3) 歳末たすけあい運動の実施（推進）

■期間：平成29年12月1日～12月31日

(4) チャリティ活動への共催、後援

3. 調査・広報啓発活動

住民が地域で安心して暮らし続けるために必要な情報を広報誌やホームページ、マスコミ等の積極的な活用で新しい福祉情報、社協情報を発信し、地域広報活動の充実強化に努め、住民座談会や社協事業・活動への住民参加を通して社会福祉に対する理解と関心を深め、意識の高揚を図ります。

(1) 社協だよりの発行

(2) ボランティア情報誌の発行

(3) 広報よみたん、FMよみたん、各新聞社の活用

(4) ホームページによる社協福祉情報の発信

4. 読谷村地域福祉活動計画の策定

第2次読谷村地域福祉計画を受け、地域における支え合いの仕組みづくりの視点で結ぶ、「住民主体」による、住民が行動するための計画として「読谷村地域福祉活動計画」の策定を行います。

5. 第11回 読谷村社会福祉大会の開催

村内の福祉関係者が一堂に会し、これまで多年にわたり社会福祉の発展に功績のあった個人及び企業、団体に感謝の意を表し、住民一人ひとりが共に地域福祉の担い手として、自らのできる範囲で互いに支えあい、助けあい、育みあう福祉の村づくりの実現を目指すことを目的として第11回読谷村福祉大会を開催します。

【2】地域福祉活動の推進

誰もが住み慣れた地域で安心して生活し続けることができるため、地域住民、民生委員児童委員協議会、自治会、ボランティア等と協働・連携して福祉サービスの提供を行い、地域福祉活動・在宅福祉サービスの推進を行います。

1. 相談事業の推進

住民のあらゆる生活・福祉問題を受け止め、適切な助言・援助を行うために、より身近なところで地域とのつながりをもちながら問題解決が図られるよう、関係機関等と連携を図り相談窓口の充実に努めます。

(1) ふれあい相談所の運営

誰もが身近に日常生活上の悩みごと、心配ごとを気軽に相談できる窓口として相談員を配置し、村民からの相談を受け関係機関と連携した相談活動を行ってまいります。

① 一般心配ごと相談

◎毎週火・木曜日：午後 1 時～4 時（旧盆・年末年始、祝祭日は休み）

※相談日の変更理由（週 5 日から週 2 日に変更）

- ・各機関においての相談員配置、生活困窮者への支援制度の施行により多様な専門機関の連携した支援体制の充実のため

2. 日常生活自立支援事業（権利擁護事業）

判断能力が不十分（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者）な状態の方や日常生活に不安のある方が在宅等で安心した生活ができるように、「中部地域福祉権利擁護センターくくる」と連携し、利用者の日常生活支援を行ってまいります。

- ①日常生活自立支援事業推進員の設置（2人の配置）
- ②生活支援員の確保及び活動援助
- ③利用者の日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助

3. 在宅福祉サービス事業

（1）食事サービス事業（配食）

一人暮らし高齢者や高齢者世帯及び障がい者を対象に、調理ボランティア、配達ボランティアの協力を得ながら無料のお弁当を週 1 回提供、利用者の健康増進と安否確認を図ることを目的として実施してまいります。

- ①食事サービス事業利用者状況調査の実施
- ②調理ボランティア料理講習会の開催
- ③調理ボランティア・配達ボランティア交流会
- ④調理ボランティア代表者連絡会の開催
- ⑤配達ボランティア連絡会の開催

（2）在宅介護者ゆんたく会

在宅で介護をしている家族を対象に介護者同士の情報交換や親睦を通して心身のリフレッシュと仲間づくりを図ることを目的に実施してまいります。（年 3 回）

（3）外出支援サービス事業（受託事業）

一般交通機関が利用できない要援護高齢者を対象に「リフト付き車両（はいさい号）」を運行し、医療機関等への移送を支援してまいります。

4. 各種福祉団体の支援及び施設団体協働事業

福祉団体等の地域福祉の実現のために各福祉団体及び福祉関係機関との調整、連携を図り活動の支援を行ってまいります

（1）各種福祉団体〈支援団体〉

- ①読谷村民生委員児童委員協議会
- ②読谷村身体障害者協会
- ③読谷村障がい児者を守る父母の会
- ④読谷村精神療養者家族会
- ⑤読谷村母子寡婦福祉会
- ⑥読谷断酒会・読谷断酒家族会

（2）よみたん福祉団体施設連絡会による協働事業

- ①第 35 回よみたん福祉運動会の開催（6 月）
- ②第 32 回よみたん福祉納涼まつりの開催（8 月）

【3】地域福祉ネットワーク事業の推進（受託事業）

一 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業 一

誰もが身近な地域において、安心して生活を維持できるよう、地域住民相互の支え合いによる共助の取り組み推進を図りつつ、生活困窮者を始め、支援が必要な人と地域とのつながりを広げ、互いに理解し合い、誰も排除しない地域社会を目指すために、地域全体で支える基盤づくりを構築することを通じて、地域福祉の推進を図ってまいります。

（1）地域の福祉ニーズを把握するための事業

①「地域づくり住民座談会」の開催（住民福祉ニーズ調査事業）

各地域においての住民座談会を通して、地域の魅力や生活課題などに気づき、主体的に、地域における課題解決に向けて取り組むきっかけになることを目的とします。

②「地域アセスメント調査」の実施

各地域において、地域アセスメント（人口統計、社会資源、組織等）調査を通して、地域の実情や生活課題等に気づき、今後の福祉活動にとり進むきっかけになることを目的とします。

③各種相談窓口や関連機関との連携による対象者（困窮世帯）把握と福祉ニーズの調査

支援を必要としている（困窮者世帯）の状況把握のため、関連機関等との連携を図り情報収集を行い、効果的な支援体制の構築を図ってまいります。

（2）地域の福祉ニーズを踏まえた福祉推進事業

①地域支え合い推進事業

■地域支え合い活動体制づくり事業

【現在8ヶ所実施】長浜・大木・渡慶次・宇座・大添・瀬名波・都屋・古堅

住み慣れた地域において、要援護者が安心して生活ができるよう、自治公民館、読谷村民生委員児童委員協議会等と連携し、地域での見守り・支え合い体制の構築を目指し、各地域に「地域支え合い活動委員会」の発足及び運営支援や地域住民への見守り支え合い活動の普及・啓発などを行ってまいります。

○見守り活動等に活用するために要援護者（気になる世帯）マップの作成

○地域における要援護者（気になる世帯）への支援者組織の立ち上げ連絡会の開催

○地域における要援護者（気になる世帯）への個別見守り支援

○継続的に活動ができるように運営体制の支援

■傾聴ボランティア養成講座

家族や地域との結びつき意識の希薄化に伴い、地域で寄りそいを必要としている方の孤独感や不安を軽減させ、より良い人間関係を築いていくためにボランティア養成講座を開催します。

■福祉教育ボランティア講座

私たちの周りには、子ども、高齢者、障がい者等で何らかの支援が必要な方々が共に地域において生活している。互いに理解し合うことによって、地域と学校とのつながりを広げていくことを目的に開催します

②地域見守りネットワーク事業

■地域見守り活動

地域において、何らかの支援を必要としている方々の見守りを地域住民、民間事業者ができる範囲で関係機関等と見守り役割分担を行い「地域見守り協定」の締結を行いネッ

トワークの構築を行ってまいります

【現在4事業所締結済】 ①日本郵便株式会社沖縄郵便局

②琉球新報販売店

③沖縄タイムス販売店

④沖縄ヤクルト株式会社読谷センター

【今年度締結予定】読谷協同産業株式会社、タクシー会社、コープ沖縄等（予定）

③よみたんフードバンクによる地域づくり

食料困難世帯への支援事業として、地域住民や企業等へ食料品の提供の協力をを行い、食料を必要としている方々へ提供していく。この活動を通して地域住民の支え合う意識の高揚と必要な時にすぐ提供ができる体制の整備をしていくことを目的とします。

④読谷村のみんなで「子育てと近所づきあい」を考える講座

沖縄県の子どもの貧困をめぐる状況は極めて深刻である。親の世代の貧困が子どもの世代の貧困にもつながる負の連鎖を止められない現状がある。地域で「子育ての支援」や「子どもの見守り」活動、住民同士で支え合うことのできる地域づくりができるよう住民、行政、関係機関がつながり合うことを目的に開催します

<内容> ◎沖縄の子どもの貧困に関すること ◎子育ての支援見守りに関すること

【4】災害時支援活動事業

災害時には自分の身を守る「自助」地域住民同士で協力し、災害時に対処することができる「互助」について理解し、災害に強い地域づくりを構築していくことを目的とします。

◎助け合い支え合いの心で自然災害に備えることを共に考える学習会の開催

【5】地域生活支援事業（受託事業）

（1）声の広報発行事業

視覚障がい者への情報支援として音訳ボランティアの協力を得て、広報誌等を録音し、定期的に提供する。活動PRし利用者の輪を広げるとともに、利用者のニーズに即した活動につなげていきます。

（2）福祉機器貸し出し事業

寄贈等によって提供された福祉機器（車椅子・シャワーチェア・松葉杖等）を整備し、必要とする方へ無料で貸出を行います。

（3）スポーツレクリエーション交流事業

障がい者スポーツを通して、参加者や団体、事業者等が共に支え合いながら交流を図ることで、スポーツの楽しさや互いにつながり合うこと、障がい者に対する理解を深めること等で社会参加の場が広がる機会となることを目的とします。

（4）聴覚障がい者と「災害時の対応と備え」を考える学習会

聴覚障がい者と共に災害に関することを学習し、災害に対する備えや対応を当事者自ら考える機会を通して、日常生活の中で隣り近所や地域とのつながりをどのように関わるのかを地域の関係者と共に考えることを目的とします。

（5）アルコール関連で問題を抱えている当事者やその家族への支援を考える

アルコールに関連で問題を抱えている家族や当事者等が他者との交流や体験を通してつながり、社会参加や本人、家族の回復につながることを目的とします。

【6】ひとり親家庭福祉活動の推進

(1) 夏休み学童クラブ事業

ひとり親家庭の幼稚園から小学校低学年を対象として夏休み期間中に保護者が就労により日中家庭で見守ることが困難な児童を対象に、異年齢との交流や集団生活を体験させ児童の健全育成を図ることを目的に開催します。

期 間：夏休み期間中（7月～8月）

【7】福祉教育及びボランティア活動の推進

子どもから高齢者までの福祉に対する理解を深め、地域福祉推進の担い手として福祉意識の高揚を図り福祉教育の推進に努めます。

ボランティアに対するニーズは今後ますます多様化することから、地域住民の知識と技能生かしたボランティア活動の機会づくりや相談・斡旋、ボランティア講座を実施し、ボランティアの育成や団体及び個人の自主的活動の支援を行ってまいります。

1. 福祉教育の推進

(1) 福祉教育推進事業指定及び助成金交付

（保育園・幼稚園・小学校・中学校・高校）

(2) ボランティア活動の推進

◎ボランティアセンター機能の充実

①ボランティア登録、更新

②ボランティア活動保険加入促進

③ボランティアに関する相談、斡旋、連絡調整

④各種ボランティア団体交流事業の開催

⑤募金活動への協力（共同募金運動、24時間チャリティー募金）

◎中・高校生ボランティアスクールの開催（いもっ子サマースクール）

(3) ボランティア団体への援助

各種ボランティア団体活動の調整や支援等を通して学習や交流の場を提供し、ボランティア活動を支援する。

①読谷村ボランティア団体連絡協議会

⑦ゆいまーる共生事業（村内23カ字）

②手話サークル「花織」

⑧読谷村赤十字奉仕団

③手話サークル「ゆんたんじゃ」

⑨更生保護女性会

④リーディングサービス「ともしび」

⑤要約筆記サークル「ほほえみ」

⑥介助ボランティア「心嘉野会」

【8】低所得者に関する支援及び法外援護活動

経済的な不安を抱える住民の生活相談について、必要な生活福祉資金や民生金庫の貸付を行い生活の安定を図り、低所得者の自立と生活意欲の助長を図ることを目的として各種事業を推進します。

(1) 法外援護活動事業

緊急に援助が必要な世帯に対し必要な物品等の援助を行い、自立に向けて相談、関係機関と連携を図ります。

(2) 歳末たすけあい義援金配分事業

12月に実施される歳末たすけあい運動で集められた募金を支援が必要な世帯へ義援金と

して配分を行います。

- (3) 生活福祉資金貸付事業の実施
- (4) 民生金庫貸付事業の実施
- (5) よみたんフードバンクによる食料品の提供

【9】福祉サービスの苦情解決事業

社協の提供する福祉サービスに関する苦情への適切な対応を行うことで、利用者の満足度を高めるとともに、解決を進め社協の信頼及び適正性の確保を図るため、受付担当者や解決担当者を配置するとともに、客観性を確保するため第三者委員を設置して事業を推進してまいります。

- ① 苦情受付担当者の配置
- ② 苦情解決責任者の配置
- ③ 「第三者委員」の設置

【10】その他の事業

1. 福祉バス運行事業

社会福祉関係団体等が社会福祉事業推進を目的とした活動に対し、福祉バスの貸し出しを行ってまいります。

【11】読谷村共同募金委員会募金活動の推進

赤い羽根共同募金運動、歳末たすけあい募金運動は、地域福祉活動の主な福祉財源としてその役割は大きく、多様化する福祉ニーズに応えるため多くの村民に趣旨を理解していただき信頼される募金奉仕活動を推進してまいります。

- (1) 赤い羽根共同募金運動 (10月1日～12月31日)
- (2) 歳末たすけあい募金運動 (12月1日～12月31日)
- (3) 災害時における募金活動への協力(地震・台風・水害等の災害)

【12】読谷村共同販売センター経営の推進

村より指定管理を受け、読谷村の伝統工芸品である陶器、読谷山花織、琉球ガラス等の販売促進に努めるとともに、本会の収益事業の一環として健全な経営を図ってまいります。

【13】介護保険事業等の推進

本会が実施している介護保険事業、障害福祉サービス事業においても、介護保険制度改正に沿って新たなサービス展開の調査・研究に取り組み、利用者が意志及び尊厳をもって、住み慣れた地域で自立した生活が営めるよう支援すると共に、利用者やその家族のニーズ把握を行い、良質かつ適切なサービスを提供してまいります。

(1) 居宅介護支援事業(読谷村社会福祉協議会居宅介護支援事業所)

- ① 居宅介護
- ② 介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)
- ③ 介護保険外の社会資源やボランティア団体等の紹介

(2) 通所介護事業（よみたん生き生き健康デイサービスセンター）

【介護給付】

①通所介護

【介護予防・生活支援サービス事業】

＜通所型サービス第1号通所事業＞

- ①介護予防通所介護相当サービス事業（現行の通所介護）
- ②通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）受託
「わんからデイサービス」

内 容：高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する通所事業

対象者：要支援認定者、事業対象者

日 時：毎週火曜日 午前10時～午後3時

場 所：読谷村生き生き健康センター2階

(3) 訪問介護事業（よみたん社協ホームヘルプサービス）

【介護給付】

①訪問介護

【介護予防・生活支援サービス事業】

＜通所型サービス第1号訪問事業＞

- ①介護予防訪問介護相当サービス事業（現行の訪問介護）

【14】障がい福祉サービスの推進

障がいの種別（身体障がい・知的障がい・精神障がい）にかかわらず、安心して自分らしく自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、サービスの提供を行います。

【介護給付】

(1) 居宅介護（ホームヘルプ）

居宅において必要な介護、家事、生活等に関する相談及び助言、その他生活全般にわたる援助を行います。（入浴・排せつ・食事・調理・洗濯・掃除等）

(2) 重度訪問介護

■ 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方

- ①居宅において必要な介護、家事、生活等に関する相談及び助言、その他生活全般にわたる援助を行います。（入浴・排せつ・食事・調理・洗濯・掃除等）
- ②外出時における移動中の介護を総合的に行います。

(3) 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ、食事等の介護、その他外出する際に必要となる援助を提供します。

【地域生活支援事業】

(1) 移動支援

屋外での移動が困難な障がい者等に対し、外出のための支援を行い、地域での自立生活及び社会参加を促進します。